

児童扶養手当の支給について

相談内容

私の息子は、離婚に際し引き取った小学生の子（相談者の孫）を育てているが、家庭の事情で一緒に暮らせなくなり、祖母の私が孫を引き取って育てることにした。

このような場合、私は息子に代わって児童扶養手当を受給できるのか。また、受給できるとしたら、いくら受給できるのか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、児童扶養手当の支給対象者、支給要件などの概要を説明し、詳しくは最寄りの市町に照会するよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

支給対象者は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童（一定以上の障害状態にある場合は20歳未満）を監護している母または監護し、かつ生計を同じくする父、あるいは父母に代わってその児童を養育している方となります。

手当を受給するには、お住まいの市町で請求の手続きを行い、受給資格などの認定を受ける必要があります。認定された場合は、請求日（請求に必要な書類を全て市町が受け付けた日）の翌月分から2カ月ごとに手当が支給されます。

ただし、児童または請求者が、日本国内に住所を有しない場合、児童が里親に委託されている場合、児童が児童福祉施設に入所している場合などは、手当は支給されません。

また、児童扶養手当には、全部支給、一部支給、支給停止を決定する所得の限度額が設けられており、請求者本人や請求者と生計を同じくする扶養義務者（同居の親族など）の前年の所得が一定の限度額を超える場合は、手当の全部または一部が支給されません。

4月時点の支給月額額は、全部支給の場合、児童1人のときは4万5500円で、2人目には1万750円、3人目以降には6450円が加算されます。一方、一部支給の場合は、例えば、児童1人のときは、所得に応じて、4万5490円から1万740円まで10円単位で支給額が変動します。

なお、政府では、ひとり親家庭の経済的な支援を拡充するため、今年11月分（来年1月支給）から、児童扶養手当の所得限度額の緩和、3人目以降の児童の加算額の見直し（2人目と同額に引き上げ）を実施する予定です。

詳細や不明な点については、最寄りの市町の担当窓口にお問い合わせください。

（令和6年4月24日 山口新聞に掲載）